

入船北小学校跡に移転 新年度4月、開校



週刊 市議会報告

日本共産党

2017年12月11日

第1438号

【発行】

日本共産党
浦安市議団

☎ & F A X
047-350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎ 047-355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里

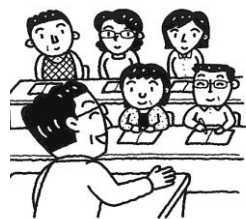
北栄 2-3-16-203
☎ 047-354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

設置目的は？

11月29日から始まった12月議会には、3つの新条例案が上程されています。その一つは「浦安市民大学の設置・管理に関する条例案」です。

新条例案は、すでに美浜南小学校（美浜3丁目15番1号）の一部を活用して、2009年10月から開校している「うらやす市民大学」を、旧入船北小学校跡に移転する（2018年4月開校）ことに合わせて、名称を「浦安市民大学校」とし、専用施設を有する「公の施設」として位置付け、設置目的や受講料などを明確にし、規定するために提案されているものです。

本市の設置目的は、市民を地域貢献や協働の担い手として養成することとしています。他の自治体では市民自治の担い手づくりや市民の専門的学習要求に応え、豊かな生涯学習社会を築くことを目的にしている場合などもあり、その結果、講義内容も幅広く多彩です。



世田谷区では「政治・社会・経済・人間に関連した幅広いテーマや地域社会に密着した問題を取り上げ、市民自治の担い手に必要な現代社会の諸問題に対する確かなものを見方を培う」ことを目的として、昭和56年に設立し、曜日ごとに「政治」、「社会」、「経済」、「人間」の4コースを設けて実施しています。

国分寺市では「社会の進歩・発展に対応するため問題解決能力を養い、自己の充実や生活の質的向上・職業上の能力の向上を目指し、市民の生涯学習への契機とすること」を目的として、東京経済大学との共催により開催しています。

6日の日本共産党の会派代表総括質疑における指摘に答えて「専用の施設を有してない場合や自治体によって目的もそれぞれ異なる」などとしながら「本市は今後も同様の目的で事業を進めていく」と明言にしました。

条例第1条（設置目的）

市民のまちづくりに参加する意識をはぐくむとともに、地域貢献及び協働の担い手として、自らがまちづくりの推進を目的とする活動を行うために必要な知識及び技能を学ぶ機会を提供するため、浦安市民大学校を設置する。

条例第6条（受講手数料）

講義の実施数に、500円を乗じた額

これまでの受講者数・決算額

| 年度 | 学生数 (人) | 決算額 (千円) |
|------|------------------|-------------|
| 2009 | 174 | 52,285 |
| 2010 | 前期：262 後期：232 | 26,877 |
| 2011 | 236 | 16,018 |
| 2012 | 272 | 19,234 |
| 2013 | 260 | 17,026 |
| 2014 | 305 | 20,490 |
| 2015 | 309 | 16,872 |
| 2016 | 250 | 21,062 |



文化に関すること

12月議会に提案されている新条例案の二つ目は、教育に関する事務のうち「文化に関すること」を、市長が管理し、執行するとするものです。

「職務権限」を移行 教育委員会から市長に



ところが、安倍政権の下で2014年6月、教育委員会の自主性を奪い、首長主導型の地方教育行政への転換を狙う二つの制度改定が行われました。

第一は「教育大綱」の策定を自治体に義務付け、策定の権限を首長に与えたことです。「教育大綱」は、その自治体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」と規定され、国の教育振興基本計画の「基本的な方針」を参酌してつくりとされています。教育への国家的支配を、いっそう強めるものです。

第二は、教育委員長を廃止して「新教育長」に権限を統合し、その新教育長を首長の直接任命としました

これによって教育委員会と教育長の力関係が制度上、入れ替わることになります。

教育委員会は独立機関としての役割を果たせ！

市に策定が義務づけられた「教育大綱」に盛り込まれる「文化振興に関する施策」が、今後、国いいなりになったり、市長など行政の独断で策定されかねません。

法改定されたもとても、教育委員会は首長から独立した意思決定機関としての役割をしっかりと果たすべきであり、文化施策は住民合意による住民の願いを反映した創造的なものとする必要があります。

地域振興策と合わせて 一元的に所掌

2007年6月の「地方教育行政法」の改定によって、教育委員会の職務権限である二つの事務を地方公共団体の長が管理し執行できるとする特例措置が盛り込まれました。

①スポーツに関すること（学校における体育に関することは除く）

②文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）

このいずれか又は全てを、条例で定めるところにより、できることとされました。

また、「議会は条例の制定前に教育委員会の意見を聴かなければならない」としています。

6日の会派代表総括質疑では、条例案の提案理由について、市は、地域づくりという観点から、文化に関する事務を他の地域振興策などと合わせて、市長が一元的に所掌することにしたという説明に終始しました。

スポーツ施設 使用料

高校生・65歳以上を半額

新年度4月からスポーツ施設の使用料について次のように改定します。

■身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者は、減免もしくは免除する。

■使用取り消しの場合、3日前までに申し出た場合に使用料を還付する。

■これまで、「一般」として区分されていた高校生、65歳以上の高齢者を一般から外し、「小・中・高校生・65歳以上」とし、使用料は一般の半額とする。

| | |
|------|----------------|
| 球技場 | 今川球技場 |
| | 明海球技場 |
| | 総合公園球技場 |
| | 高洲南テニスコート |
| 武道館 | 第一・第二武道場 |
| | トレーニング室 |
| 都市公園 | 野球場・軟式野球場 |
| | テニスコート・スポーツコート |
| | アーチェリー場 |
| | パークゴルフ場・総合体育館 |
| | 屋内水泳プール・陸上競技場 |